

「文部科学省 障害者活躍推進プラン」の取組状況について

「文部科学省 障害者活躍推進プラン」は、平成31年1月から4月にかけて、障害者の活躍推進のために文部科学省において重点的に取り組むべきとした6つのプランについて検討し、順次公表を行ってきたところである。

同プランについて、令和2年7月時点でフォローアップを行い、これまでの取組状況について、以下のとおりまとめた。

1. 障害のある人とともに働く環境を創る～文部科学省における障害者雇用推進プラン～

文部科学省において、障害者と共に働く環境を創り、障害者が意欲と能力を發揮し、活躍できる場の拡大に向けた取組を推進。

◆具体的方策

- ① 障害者雇用促進に向けた基礎的な取組<実務責任者や障害者職業生活相談員の配置、職員研修の充実等>
- ②法定雇用率の達成に向けた採用の取組<プレ雇用、ステップアップ制度の導入等>
- ③職場定着し活躍できる職場環境作りの取組<職務のサポートを行う支援者等の配置、早出遅出勤務等の人事管理面での配慮>

<取組状況>

- プランに記載した「障害者雇用の推進のための取組」については、令和元年度中にすべての取組を開始しており、概ね順調に進んでいる。
- 特に、障害者個々人の障害特性等に配慮した環境と仕事の確保により無理なく安定的に働くための「サポートオフィス」の設置や職務のサポートを行う支援員の配置により、障害のある職員が職場定着し活躍できる環境作りに取り組んでいる。
- また、障害のある職員に対する理解促進に向け、障害別にみた特徴と雇用上の配慮等が記載された「公務部門における障害者雇用マニュアル」の省内への配布周知や関係職員の障害者雇用セミナー等の各種研修への参加等を推進している。
- 障害のある職員との定期・不定期面談等による意見交換等を通じて合理的配慮の提供を行うなど、働く環境作りの充実に取り組んでいる。
- また、障害のある職員の活躍の場の拡大を図るため、令和2年度からの5年間を計画期間とする「障害者活躍推進計画」を取りまとめ、令和2年4月1日に公表した。

<今後の取組>

- 職員が障害についての理解を深めるよう、e-ラーニングも活用した研修等の取組をより一層推進する。
- 円滑な職場適応のための支援を行う支援員の増員を図り、障害のある職員が職場定着し活躍できる環境作りの充実に取り組む。
- 障害のある職員に対する定期面談（採用後1月、3月、6月等）・不定期面談で得た意見等を踏まえ、働く環境作りの充実に取り組む。

2. 発達障害等のある子供達の学びを支える～共生に向けた「学び」の質の向上プラン～

学校等における発達障害等のある児童生徒に対する指導や支援に関する知見を集約・整理し、教師に還元することで、通級による指導を含む特別支援教育の充実を図り、児童生徒の学びの質の向上につなげていく。

◆具体的方策

- ①通級における指導方法のガイドの作成
- ②「家庭・教育・福祉の連携」の確実な推進
- ③教師の特別支援教育に関する専門性を高めるための仕組みの検討

＜取組状況＞

- プランに記載した具体的方策①～③については、令和元年度中にすべての取組を開始しており、概ね順調に進んでいる。
- ①については、プランに記載した課題を踏まえ、令和2年3月、「通級による指導を初めて担当する教師のためのガイド」を作成し、文部科学省ホームページにおいて公表した。同月、事務連絡で自治体等に周知した。
- ②については、自治体における取組状況の調査結果を踏まえ、令和2年1月に、厚生労働省と連名で事務連絡を発出し、平成30年5月の通知（「教育と福祉の一層の連携等の推進について（通知）」）について再周知を行った。また、同2月に、厚生労働省と合同で開催した「令和元年度 発達障害支援の地域連携に係る全国合同会議」においても、取組事例の紹介と合せて、改めて周知を行った。また、昨年度より「学校と福祉機関の連携支援事業」を実施している。
- ③については、（独）国立特別支援教育総合研究所において、特に喫緊の課題となっている発達障害に係る教員の専門性の向上について、自治体における教員向け研修の見直しや充実を図るための取組を進め、令和元年度末に、自治体で行う研修のコアカリキュラム案をとりまとめた。また、「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」において議論を進めているところ。

＜今後の取組＞

- 通級ガイドが研修等で活用された事例を収集し、他自治体に紹介するなど、一層の周知を図る。
- 「家庭・教育・福祉の連携」について、好事例を適宜紹介するなど、特に市町村における取組の一層の促進に努める。
- 令和元年度に取りまとめたコアカリキュラム案について、自治体における、関係機関が連携した体系的な研修の実践を行う予定。また、引き続き「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」において議論を深めていく予定。

3. 障害のある人の生涯にわたる多様な学びを応援する～障害者の生涯学習推進プラン～

学校卒業後の障害者の生涯にわたる主体的・継続的な学びの場の充実に向けて教育・学習面の条件整備を行い、障害者の真の社会参加や自立の実現を目指す。

◆具体的方策

- ① 学びの場の充実に向けた基盤の整備＜自治体や大学、企業等が連携し、学びの場の拡充にむけた体制整備を推進＞
- ② コンファレンスの実施＜障害理解促進や学びの場の担い手育成を目的とした協議会を全国各地域で開催＞
- ③ 生涯学習機会の充実に向けた調査研究＜合理的配慮や障害特性を踏まえた学びの場づくりについて調査研究＞

<取組状況>

- プランに記載した具体的方策①～③については、令和元年度中にすべての取組を開始しており、概ね順調に進んでいる。
- 令和2年度の事業として「地域連携コンソーシアム」の取組の予算を新たに確保できたことから、この予算を活用し、自治体を中心とした各地域における学びの場の充実を加速していく。
- 「コンファレンスの実施」については、全国を6ブロックに分けて、各地域で障害者の学びの場の構築を進める団体等と連携して開催している。各地域とも、参加者の満足度は高いものの、行政関係者、特にターゲットとしている教育委員会や社会教育関係者などの出席が少ない状況もあり、周知方法等に課題も残った。

<今後の取組>

- 障害者の学びの場の構築にあたり、大学等の高等教育機関の専門的な知見や施設等を活用することで、より取組の充実を図ることが期待されるため、地域連携コンソーシアムへの大学等の参画を促進する。
- 「コンファレンス」について、より地域に密着した取組とするため、コンソーシアムの予算を活用しながら、より多くの地域で開催することを目指すとともに、コンファレンスの開催を通じて、障害者の学びにかかる関係者間の連携をより一層推進する。

4. 障害のある人の文化芸術活動を支援する～障害者による文化芸術活動推進プラン～

障害者による文化芸術活動を推進することで、誰もが多様な選択肢を持ちうる社会の構築、文化芸術活動全般の推進や向上、新しい価値の提案、共生社会の実現に寄与。

◆具体的方策

- ① 鑑賞や創造、発表の機会の拡充等の総合的な支援
- ② 全国的小・中・特別支援学校等の子どもたちへの鑑賞・体験機会の提供、作品展示等の発表の場の提供等
- ③ 共生社会づくりのための事業支援、芸術活動を支援する人材育成への支援
- ④ 日本博をはじめとする東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした文化プログラムの推進

＜取組状況＞

- プランに記載した具体的方策①～④については、令和元年度中にすべての取組を行っており、概ね順調に進んでいる。
- 平成31年3月に「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」を策定、令和元年度からは「障害者による文化芸術活動推進事業」を新設し、障害者による文化芸術活動の推進に対する総合的な支援を実施している。

＜今後の取組＞

- 引き続き、計画に基づき、国において障害者による文化芸術活動の推進のための取組みを行っていく。
- また、令和2年度は、地方における独自の計画に基づき、文化芸術活動の推進を図るための事業などを実施できるような支援を行うこととしている。

5. 障害のある人のスポーツ活動を支援する～障害者のスポーツ活動推進プラン～

障害者が身近な場所でスポーツに親しめる環境づくりを加速化。

◆具体的方策

- ① 小・中・高等学校に在籍する障害のある児童生徒のスポーツ実施環境の整備＜大学における障害者スポーツの指導者育成のカリキュラム導入の推進等＞
- ② 障害のある人がスポーツを実施するための拠点の整備＜スポーツを試すために必要な要素をそろえた普及拠点の見える化＞
- ③ スポーツイベントにおける障害者の観戦のしやすさの向上 ＜会場づくりや運営方法について好事例を収集＞

＜取組状況＞

- プランに記載した具体的方策①～③については、令和元年度中にすべての事項について、土台となる取組を開始しており、概ね順調に進んでいる。

＜今後の取組＞

- 令和元年度の取組での成果を周知するほか、次のステップとなる令和2年度の事業につなげていき、引き続き課題解決に向けた取組を進めていく。
- また、このプランは、障害者スポーツの分野の中で、平成30年度の時点で特に取組を加速すべき事項に注目したものであり、今後ともヒアリング等により対応が必要な分野を洗い出しながら、総合的に障害者スポーツの振興を推進する。

6. 障害のある人が教師等として活躍することを推進する～教育委員会における障害者雇用推進プラン～

教師の養成、採用、入職後にわたる総合的な取組により、障害者が教師等として活躍できる環境整備を推進。

◆具体的方策

- ① 教師に係る障害者雇用の実態把握
- ② 教職課程における障害のある学生の支援に係る好事例の収集・発信
- ③ 教員採用試験の改善
- ④ 相談支援体制の構築や支援スタッフの配置などの好事例の収集・発信
- ⑤ 障害のある教師が働きやすい環境整備
- ⑥ 教師以外の職員の障害者雇用の推進

<取組状況>

- プランに記載の具体的方策①・②・④・⑥に記載した実態把握と好事例の収集・発信については、「教育委員会における障害者雇用に関する実態調査」及び「国立教員養成大学・学部における障害のある学生への支援に関する実態調査」を令和2年7月に公表したところであり、概ね順調に進んでいる。
- ③については、指導なども踏まえて「令和2年度教員採用選考試験」においては受験資格の要件の適正化が進んでおり、概ね順調に進んでいる。
- ⑤については、障害のある教師が働きやすい学校施設整備を支援するとともに、学校のICT環境整備を推進しており、概ね順調に進んでいる。

<今後の取組>

- 各教育委員会の進捗状況をフォローアップするため、「教育委員会における障害者雇用に関する実態調査」及び「国立教員養成大学・学部における障害のある学生への支援に関する実態調査」の調査結果を受けた取組が反映される令和3年度以降に改めて調査を実施予定。
- また、教育委員会における障害者雇用の更なる改善に向けて、障害のある教職員が教育現場で活躍している全国の事例の収集・発信、教員養成大学と教育委員会の連携促進等に取り組んでいく。
- 引き続き、障害のある教師が働きやすい学校施設整備を支援するとともに、学校のICT環境整備を推進していく予定。